

5 条例の概要

項目	内容
1 目的等	東京都における個人番号の利用に関して基本的事項を定めるとともに、特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう個人情報保護条例の特例を定める。
2 個人番号	○ 個人番号とは、住民票コードを変換して得られる番号で、個人を識別するために指定されるものをいう。
(1) 個人番号の利用	○ 番号法又は利用条例で定められた事務を処理する場合にのみ、個人番号を利用することができる。
(2) 個人番号等の安全管理義務	○ 個人番号及び特定個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(3) 個人番号の提供の要求	① 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理のために必要があるときは、個人番号の提供を求めることができる。 ② 本人から個人番号の提供を受けるときは、決められた方法により本人確認を行わなければならない。
3 特定個人情報	○ 特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
(1) 利用の制限	① 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、特定個人情報の目的外利用をしてはならない。 ② ただし、利用条例で定める範囲においては、同一実施機関又は他の実施機関の異なる事務を処理する目的で特定個人情報を利用すること（庁内連携）ができる。
(2) 収集、保管、提供の制限	○ 番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集・保管・提供してはならない。
(3) 情報提供ネットワークシステム	① 情報提供ネットワークシステムを利用し、特定個人情報の提供及び収集を行う。 ② 不正な情報提供を抑止するため、情報提供等の記録を取る。
(4) 届出、公表	○ 実施機関が保有する特定個人情報の概略を都民が知ることができるよう特定個人情報を取り扱う事務の届出、公表の制度を設けている。
4 特定個人情報保護評価	① 特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報の漏えい等の危険性及び影響について自ら評価を実施し、適切に管理するために必要な措置を講ずる。 ② 特定個人情報保護評価書を作成し、個人情報保護委員会へ提出するとともに、都民に公表する。
5 開示・訂正・利用停止等の請求	① 都民等が自己の情報を知ることができるよう、自己情報の開示請求権を設けている。 なお、本人であっても開示できない情報を条例で限定的に定めている。 ② 法定代理人のほか、任意代理人も本人に代わって開示請求できる。 ③ 開示を受けた自己の保有特定個人情報に事実の誤りがある場合は、訂正を請求できる。 ④ 自己の特定個人情報が違法に収集された場合等は、利用の停止を請求できる。
6 個人情報保護審査会	○ 開示、訂正、利用停止決定等に対する審査請求については、個人情報保護条例第6章の規定を準用し、個人情報保護審査会へ諮問を行う。